

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	生涯学習課
契約締結年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人 やまなし文化学習協会
契約名	山梨ことぶき勸学院事業に関する業務委託
契約金額 (税込み)	20,554,870円
随意契約理由	<p>山梨ことぶき勸学院の業務運営については、高度の専門的知識や技術を要する。また、業務内容的に単年度で完結するものではなく、継続性が求められる。そのため、業務委託先の選定については注意を要するものであり、平成 25 年度の委託事業開始から（公財）やまなし文化学習協会へ委託している。</p> <p>（公財）やまなし文化学習協会は、次の理由から、山梨ことぶき勸学院の業務運営を最も効果的に遂行できる団体であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により当該協会と随意契約した。</p> <p>県が出資して設立した生涯学習推進業務を扱う財団である。（定款第 4 条）</p> <p>平成 11 年度から生涯学習推進センターや近代人物館等の管理運営を受諾している実績があり、高齢者の生涯学習に係る企画・運営の能力があるといえる。</p> <p>多種多様な講座や講演会の運営を手がけており、マネジメント力が高いことに加え、県の生涯学習推進センターやぴゅあ総合との管理運営によって得た各種団体などとのネットワークを活用した効率的な講師手配やカリキュラム作成が可能である。</p> <p>特に令和 2 年度は、時代に合った魅力あるカリキュラムの編成と地域貢献につなげる講座の設置など大幅な改革を行うこととしているが、実情や課題を十分把握しており、その実現が可能である。</p> <p>各講座のアンケートでは、平成 25 年度以降 90% 以上の勸学院生から高評価を得ており、満足度も非常に高いことから、継続した円滑・効果的な事業運営が出来ている。</p>
随意契約の適用条項	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>山梨県財務規則第 137 条第 5 項第 3 号</p>

